

結婚新生活支援事業費補助金



予算額 1,500千円	都市建設部 都市計画課	予算書 P 135	新規・拡充
-------------	-------------	-----------	-------

新規に婚姻した世帯を対象に、新生活に係る費用を補助し、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化及び定住の促進を図る。

【事業概要】

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住宅取得、改修、賃貸費用（敷金等含む）、引越費用等）の一部を支援する。

【背景】

- ・全国的な少子化⇒経済的理由により結婚、出産に踏み込めない
- ・住まいに関する補助の声が多数（月10件程度）
- ・新産業団地創出による雇用の増加に伴う転入者数の増加

【対象者】

夫婦共に39歳以下、かつ、世帯所得5,000千円未満（収入約6,800千円）

【事業費内訳・財源】

内訳：（29歳以下） 600千円×1世帯＝600千円
（30歳から39歳以下） 300千円×3世帯＝900千円 計1,500千円

財源：地域少子化対策重点推進交付金（内閣府：補助率2/3 金額1,000千円）

【事業期間・事業の終了時期】

毎年度4月1日から翌年3月末

【県内実施自治体】 19市町村（R4年度）

（水戸市，土浦市，古河市，石岡市，筑西市，坂東市，つくばみらい市，美浦村，境町等）